

## 令和3年度マイナンバーカード連携「伊賀市地域振興券」取扱店募集要項

マイナンバーカード普及促進のためのインセンティブとして地域振興券を発行し、マイナンバーカード取得者に配布するとともに、その地域振興券を使用することで地域経済の再生を図ります。つきましては、事前の登録をぜひお願いいたします。

### ○具体的内容

令和3年10月11日から令和4年2月28日まで有効予定の地域振興券を発行し、利用者はあらかじめ事前に登録された市内事業所でその地域振興券を使用し、商品、サービス、役務等の提供を受ける。

### ○取扱店の参加資格

伊賀市で事業を行う事業所であること。

### ○登録受付場所

上野商工会議所、伊賀市商工会本所・支所

### ○登録受付期間

令和3年9月1日(水)から9月21日(火)一次締め切り

※締切以後の申込は初回チラシ等に掲載されませんが随時受付致します。

午前9時から午後5時

(土日祝日は除く、平日のみ、但し伊賀市商工会島ヶ原支所は月水曜日[午後]金曜日[終日]のみ)

### ○取扱店の登録方法並びに誓約書

1店舗あたり1申込書並びに誓約書に必要事項を記入し、下記登録料を添えて申し込みください。

・登録料 1店舗あたり

会員	小売の売場面積1,000㎡未満・小売業以外	無料
	小売の売場面積1,000㎡以上	無料
非会員	小売の売場面積1,000㎡未満・小売業以外	30,000円 (免除有り 注① 注②)
	小売の売場面積1,000㎡以上	50,000円 (売り場面積1,000㎡につき)

(会員とは、上野商工会議所、伊賀市商工会、に所属する事業所)

(小売店舗の売り場面積:大規模小売店舗立地法に定める売場面積)

(テナント事業者は賃借している売場面積)

**注①: 但し非会員で、伊賀市内に本社・本店を置く事業所(FC店は除く)は、登録料を免除します。**

**注②: 但し非会員で、令和3年においてコロナ感染症の影響により、令和2年若しくは令和1年同月比30%以上売上減少している事業者は、登録料を免除します。**

取扱店になろうとする事業所は、誓約書に署名捺印をし、不正な取り扱いなどを行わない旨誓約しなければならない。

### ○地域振興券の額面と種類等

地域振興券については、500円券で10枚5,000円分をマイナンバーカード所有者に配布する。なおマイナンバーカードについては令和3年12月までの交付申請者も対象とする。

5,000円分の内訳は大型店(売場面積1,000㎡以上の小売店舗)と中小・飲食店ほか全ての取扱店で使用できる「共通券」2,000円分、中小(大型店以外の店舗)・飲食店ほかで使用できる「地元店専用券」3,000円分の2種類。総数50,000部(セット)発行。

### ○対象外となる商品、サービス、役務等

・不動産や金融商品 ・たばこ ・金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ・性風俗関連等 ・国税や地方税の支払 ・その他伊賀市地域振興券事業実行委員会が、地域振興券の利

用対象として適当と認めないもの。

#### ○地域振興券の取扱い

共通券は、大型店(売場面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の小売店舗)と中小・飲食店ほかの全ての店舗で取り扱えます。

地元店専用券は、中小(大型店以外の店舗)・飲食店ほかで取り扱えます。

地域振興券は現金と引換え出来ません。また、おつりは渡さないでください。

#### ○取扱店ポスター他の明示

取扱店に登録された店は、取扱店である旨のポスター(大型店 3 枚、それ以外は 1 枚配布予定)他を消費者がよくわかる場所に貼って下さい。

追加でポスターが必要な場合は、ご連絡下さい。

#### ○換金の手数料と方法

地域振興券換金についての手数料は無料です。

取扱店は、地域振興券を換金する場合、地域振興券裏面の取扱店欄に必ず店名を記入あるいは押印して、1 週間分をまとめて、申込書で事前に届け出た金融機関に地域振興券を持参し、金融機関の指定に従い、換金してください。(取扱枚数が多い場合は、金融機関にご相談ください。)

取扱店名の記入あるいは押印がない地域振興券は換金が出来できません。

利用者から受け取った地域振興券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

#### ○換金期間

取扱店は、地域振興券を換金する場合、令和 4 年 3 月 10 日(木)までに申込書に記入した金融機関で手続きをして下さい。

期限経過後の地域振興券は、一切換金することは出来ません。

#### ○取扱店取り消しと損害賠償

取扱店において不正な行為が判明した場合は、直ちに取扱店の資格を停止します。なお、その場合はその内容を公表します。

また、伊賀市地域振興券事業実行委員会は、その不正な行為により損害が生じた場合は損害の賠償請求を行います。

#### お願い

各店におきまして、地域振興券を利用した場合の特典やサービスの実施をぜひご検討ください。

#### 【お問合せ先】

伊賀市地域振興券事業実行委員会

事務局 上野商工会議所 TEL0595-21-0527

事務局 伊賀市商工会 TEL0595-45-2210(本所・伊賀支所)

TEL0595-43-0014(阿山支所)

TEL0595-47-0321(大山田支所)

TEL0595-59-2010(島ヶ原支所)

TEL0595-52-0438(青山支所)

事務局 (-社)伊賀上野観光協会 TEL0595-26-7788

事務局 (株)まちづくり伊賀上野 TEL0595-51-5504



# 令和3年度マイナンバーカード連携「伊賀市地域振興券」事業 誓約書

年 月 日

伊賀市地域振興券事業実行委員会 御中

〒

住 所

事業所名

代表者名(管内事業所責任者名)

⑩

「伊賀市地域振興券」事業の主旨に賛同し、取扱いに関しては、「伊賀市地域振興券」取扱店募集要項ならびに法令遵守の精神を持って不正な行為を行わないことを誓約いたします。

また、誓約したにもかかわらず不正な行為を行った場合は、「伊賀市地域振興券」取扱店募集要項等に定める、取扱店の取消し並びにその内容の公表等については異議を申し立ていたしません。

(不正な行為の例)

- 商品や役務などの提供をしないで食事券のみを換金する
- 登録の際虚偽の申請を行う
- 新型コロナウイルス感染予防対策をしていない
- 暴力団等反社会的勢力に関与する行為を行う
- その他伊賀市地域振興券事業実行委員会が不正であると判断した行為

など